

東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて

～被災地における災害時要配慮者の支援体制の補完をめざして～

平成28年度「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」のまとめ(概要)

「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」は、大規模災害の発生を想定し、平時から、**東京都福祉保健局、区市町村、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会施設部会、福祉専門職の職能団体**が連携して、災害対策の強化を図るネットワークです。[東京都の委託事業]

近年は、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害だけでなく、大雨等風水害による被害が毎年のように発生しています。東京都内においても例外ではなく、平成25年10月の大島土砂災害、平成26年2月の大雪、平成28年8月の台風10号等による局地的被害は記憶に新しいところです。

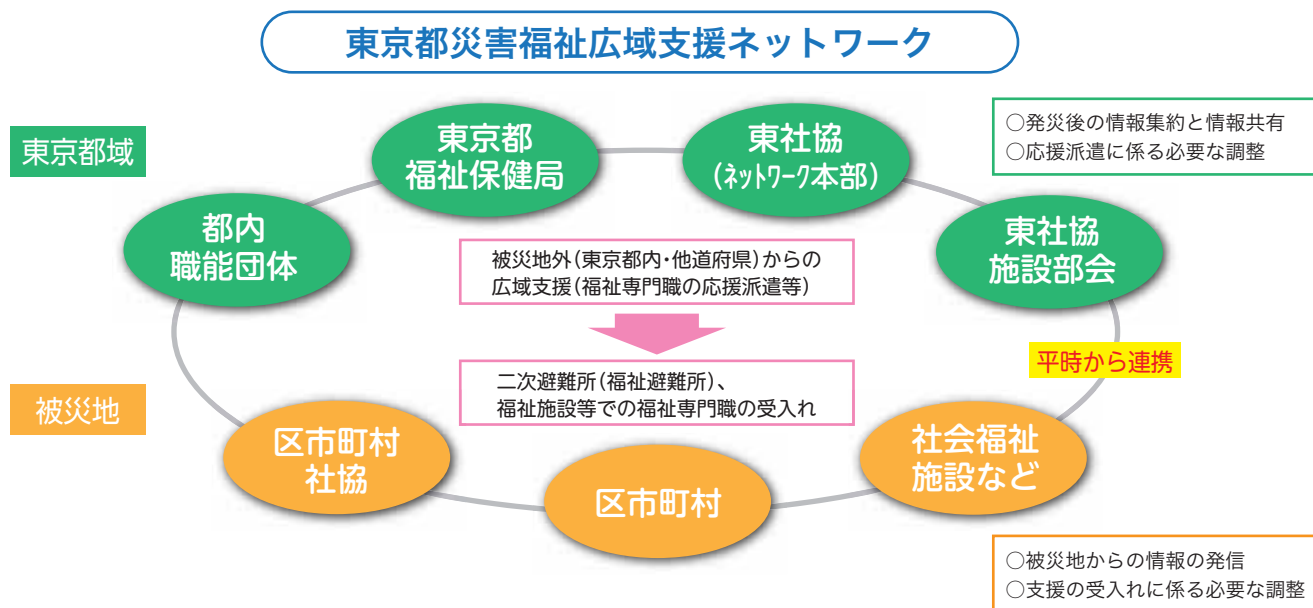
同時に、近い将来、東京周辺地域を震源とする直下型地震、また太平洋側の広範囲な地域に被害が及び南海トラフ巨大

地震が発生する可能性が高いことが指摘されています。これらの災害が発生した場合、災害時要配慮者への支援を行うマンパワーも被災地内の相互応援だけでは大幅に不足することが懸念されています。

こうした背景等を踏まえ、東社協施設部会(高齢、障害)、都内の福祉専門職の職能団体、区市町村行政、区市町村社協等で構成される、大規模災害時に連携した広域支援を推進するための委員会(委員任期:1年)が東京都社会福祉協議会の中に設置されています。平成28年度に設置された委員会では、東京都の方針、平成27年度までの委員会の検討成果を踏まえ、平成29年4月からのネットワークの本格実施を見据え、4回にわたる委員会開催を通してネットワーク構築に向けた仕組みづくりを進めてきました。

委員会まとめの概要

ネットワークの全体図(ネットワーク構成団体は下記団体の他にも、ネットワークの目的に賛同する全般的に活動する社会福祉施設の種別組織や福祉関係の職能団体、ネットワークに関係する機関又は団体の参画も想定しています)



ネットワークで実施

- 1 平時の取組(災害の発生に備えて、ネットワーク構成団体が、日頃からネットワークを構成し、災害時の活動体制の構築に向けた取組を推進する)
- 2 発災後の取組(平常時に構築したネットワークを活用し、以下を実施する)
 - ①情報集約と情報共有
 - ②福祉専門職の応援派遣
 - ③東京都災害福祉広域調整センターの設置による広域調整

1. 緊急期・応急期 (発災後概ね72時間以内) における取組み ～情報集約と情報共有

ネットワークで実施

災害時要配慮者への支援体制の不足や支援ニーズ等の情報収集を行う (主に東京都と東社協 [ネットワーク本部] が情報集約し、ネットワーク構成団体で情報共有)。

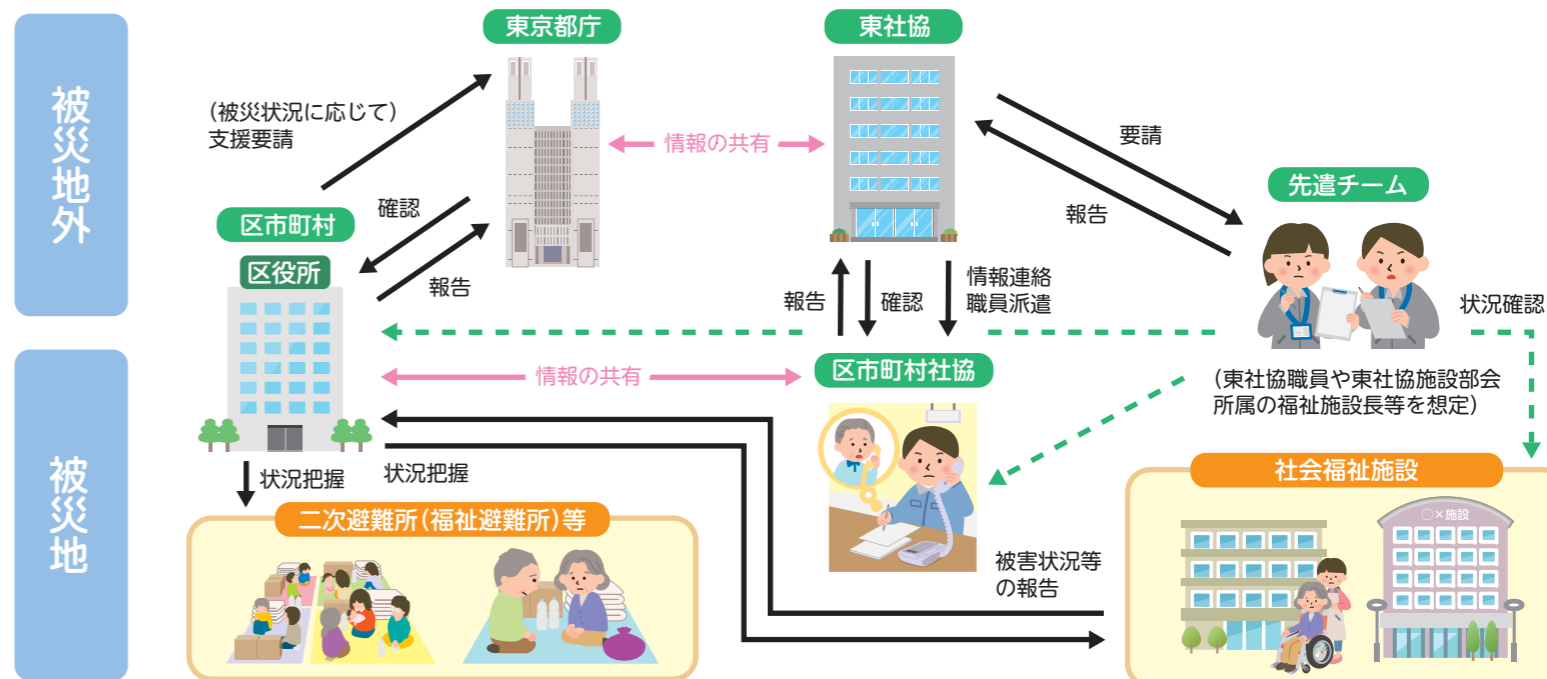
災害福祉先遣チーム

主に緊急期・応急期において、被災地の行政や社協による区域内の被害状況の確認ができない場合に、現地の状況を把握するために派遣される。

※災害福祉先遣チームを派遣する場合

- ①発災後に、区市町村や区市町村社協と連絡が取れず、現地の状況の把握が困難な場合 (東社協職員を現地に派遣)
- ②東京都からの情報を基に、被害状況や必要とする支援について状況が把握できない社会福祉施設等がある場合で、他の通信手段でも連絡が取れない場合、該当する東社協施設部会に派遣を要請する。

【緊急期・応急期】ネットワーク本部における発災後の被害状況等の把握の主な流れ

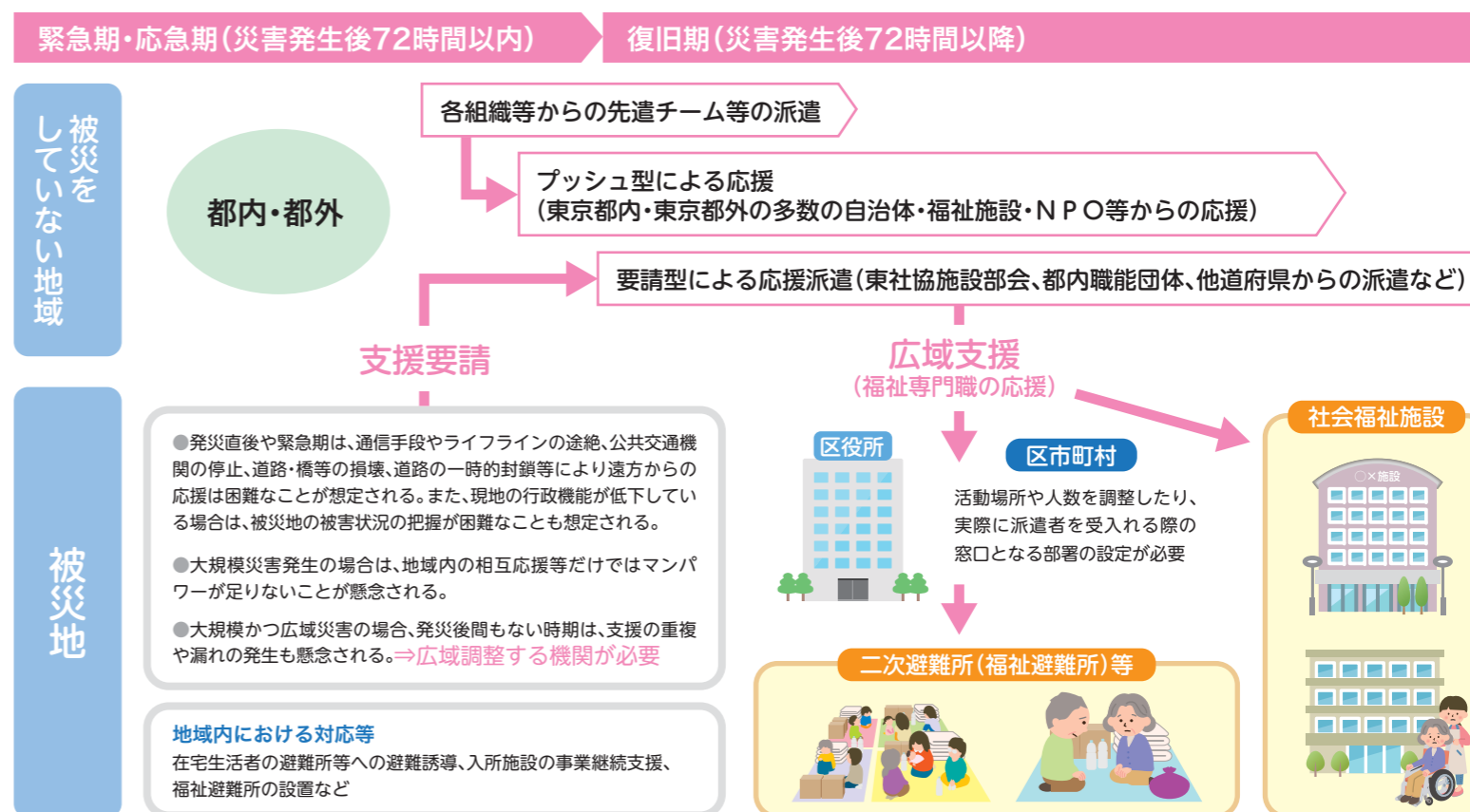


2. 復旧期 (発災後概ね72時間以降) における取組み ～福祉専門職の応援派遣と東京都災害福祉広域調整センターの設置

ネットワークで実施

条件	対応
被災地域内の災害対策や相互応援だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合	東社協施設部会、職能団体等からの福祉専門職の応援派遣 (東京都と各団体の事前協定等に基づく)
東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合	東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災地や応援派遣団体との必要な調整やマッチング
被災地域が広範囲に及び、支援の漏れや重複の恐れ等がある場合	東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災地や応援派遣団体との必要な調整やマッチング

発災後の応援派遣の流れ (イメージ)



3. 東京都災害福祉広域調整センター概要

首都直下地震クラスの大規模かつ広域にわたる災害の場合、被災地からの支援要請の有無にかかわらず、他道府県をはじめとした被災地外から多くの福祉専門職等が組織的に、また個々人の立場で被災地に入ることが予測されます。

その際、主に他道府県の施設種別協議会や職能団体、その他支援者組織等からの問い合わせに対応し、また限られたマンパワーを支援の漏れがないように被災地に送り込むためには、都道府県域において、被災地や他道府県の組織等との窓口となり、一定のコーディネートを行う機関が必要であることはかねてから指摘されてきたところです。

主に東京都内でこのような災害が発生した場合にコーディネートを行う機関が東京都災害福祉広域調整センターです。委員会では、東京都災害福祉広域調整センターの概要について以下のとおり整理しました。

1 設置基準

以下のいずれかの事態が生じた場合、東京都はセンターを設置し、運営は東社協が行う。

- ①東京都の地域において大規模災害が発生し、または発生するおそれがあると認めた場合
- ②東京都が災害対策本部を設置した場合（即応対策本部又は応急対策本部を設置した場合も同様とする）
- ③東京都福祉保健局総務部長と東社協事務局長が協議の上、必要と判断した場合

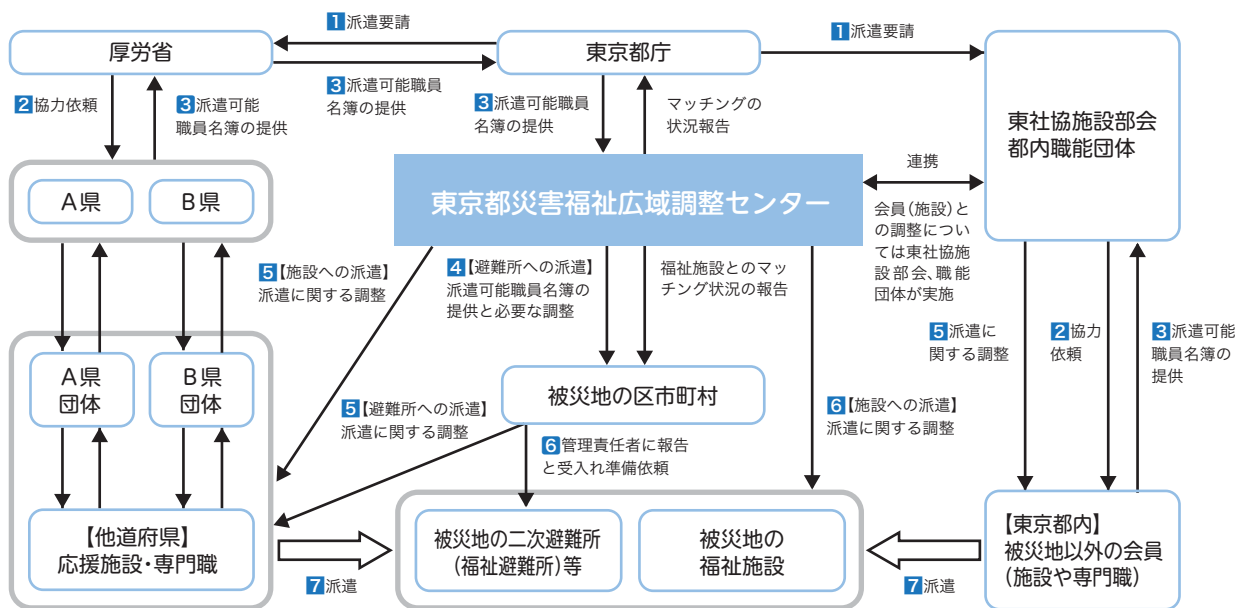
2 設置場所

東京都内で災害が発生した場合は東京都庁（福祉保健局会議室内）、他県で発災し、支援をするためにセンターを立ち上げる場合は東社協内を原則とする。

3 センターの主な業務

- (1) 被災地における広域支援ニーズの継続した把握
- (2) 応援派遣団体共有会議〔仮称〕の開催（東京都福祉保健局、施設部会、都内職能団体、全国組織などが参加）
【内容】 ※応援派遣団体との情報共有と必要な調整を行う
ア 被災状況や広域支援ニーズの共有
イ 各団体の支援内容や今後の取り組み方針等の共有
ウ 必要な調整
- (3) 外部（主に他道府県の団体等を想定）からの問い合わせ対応
- (4) 東京都から厚生労働省への支援要請に基づく、他道府県からの応援専門職と被災地行政・施設等とのマッチング

■ センターでの他道府県等からの応援専門職と被災地行政・施設等とのマッチングの流れ（イメージ）



4. 平成29年度以降の取組み

広域訓練等を定期的実施し、またその課題等を共有し改善していくなどを実施しながら、ネットワーク構成団体が日頃から災害時の活動体制の構築に向けた取組みを推進していきます。